

9 IMDGコード型タンクローリー車に関する事務処理（平成16年3月23日消防危第35号）

危険物令第15条第5項に規定する移動タンク貯蔵所で、積載式以外のものの事務処理については、次のとおりとする。

(1) 定義

IMDGコード型タンクローリー車とは、国際海事機関が採択した危険物の運送に関する規程(国際海上危険物規程、IMDGコード)に定める基準に適合する移動タンク貯蔵所のうち、積載式以外のものをいう。

(2) 位置、構造及び設備の技術上の基準に係る特例規定

ア 「移動タンク貯蔵所の技術上の基準等（IMDGコード型タンクローリー車、運転要員の確保関係）に係る運用について」（平成16年3月23日消防危第35号。以下「35号通知」という。）の別添1の6.8（陸上タンク自動車に関する規定）がIMDGコード型タンクローリー車に係る構造及び設備の基準に該当する。

イ IMDGコード型タンクローリー車については、間仕切り及び防波板(危険物令第15条第1項第3号及び第4号)を設置しないことができるが、タンク本体の構造等について強化されている部分があるほか、移送時の充填率が20パーセント以下又は80パーセント以上に指定されているので管理上留意する必要がある。(従来のIMDGコード型タンクコンテナと同じ。)

(3) IMDGコード型タンクローリー車の許可・検査等

ア 設置許可にあたっては、当該タンクローリー車にIMO表示板（35号通知別添1の6.7.2.29を参照）が貼付されている場合には、IMO表示板の交付に係る各国政府機関又はこれに代わる機関の許可書等（35号通知別添2参照）の写し等をもって、設置許可申請において必要とされる添付書類とすることができる。

イ 完成検査前検査については、IMDGコード型タンクローリー車に関しても危険物令第8条の2第4項第3号の規定を適用し、簡素化を図ることができる。

ウ 完成検査にあたっては、移動貯蔵タンクに漏れや変形がなく健全な状態であることの確認、IMO表示板の確認並びに標識及び掲示板の確認により行うことができる。また、当該タンクローリー車の輸入時に行う完成検査については、危険物を貯蔵した状態で行って差し支えない。

エ 漏れの点検については、IMDGコード型タンクローリー車に関しても「地下貯蔵タンク等及び移動貯蔵タンクの漏れの点検に係る運用指針について」（平成16年3月18日消防危第33号）第2により実施することができる。